

第5回 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会 会議録	
開催日時	平成25年10月30日(水) 15時～17時
開催場所	奈良市役所 北棟6階 第23会議室
議 題	1、開会 2、案件 ①奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直しについて ②今後の予定について 3、その他 4、閉会
出席者	委 員 伊藤 俊子 委員、梅林 聡介 委員、澤井 勝 委員、 辻中 佳奈子 委員、中川 幾郎 委員、中川 直子 委員、 福尾 和子 委員、室 雅博 委員、渡邊 新一 委員 【計9人出席】
	事務局 今西市民活動部長、萩原市民活動部次長、 堀内協働推進課長、山口地域活動推進課主幹、 上羅地域教育課長補佐、事務局(協働推進課)
開催形態	公開(傍聴人2人、報道関係者0人)
決定事項	・今年度の議論の結果を中間報告として市長に報告する。
担当課	市民活動部 協働推進課
議事の内容	
1 開会	
2 案件	
①奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直しについて	
〔質疑・意見の要旨〕	
澤井会長	早速だが、案件①の「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直し」について、事務局より説明をお願いしたい。
堀内課長	案件①「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直し」について、資料①をご覧いただきたい。 提言の内容については、前回の審議会で、「事務局、会長、副会長に一任頂き、策定次第皆様に確認いただく」こととなっていたので、事務局が案として作成したものを、会長、副会長にもご確認いただいた。 なお、作成にあたっては、八尾市をはじめ、他市の条例見直しに関する提言書を参考にし、平成25年度第1回から第4回審議会の議論をまとめた提言とさせていただいている。

まず、提言書の内容について説明させていただく。

1 ページ、澤井会長からの「提言にあたって」については、条例の施行から見直しまでの経緯の後に条例見直しの議論の概略を記した。そして、奈良市に向けての項目では、地域コミュニティ政策については、「地域の機運の醸成状況を見た上で、本条例の改正に係る議論を行っていく必要がある」、「今後もこれらの課題について議論を続けていき、本条例の改正が必要となり次第、迅速に手続きを進めて頂きたい」とのコメントをいただいている。

続いて、2 ページ目の「提言」についてである。まず「(1) 見直しの判断材料」を記載しており、続いて「(2) 検討結果」では、地域コミュニティ政策について、奈良市自治連合会の中に「地域自治協議会検討委員会」が設置され、現在議論を進めていただいている旨を紹介し、結論として『「地域コミュニティ政策」と『NPO政策』についても条例の中に明記すべきであるという結論には至ったが、条例の改正の時期については、来年2月に予定している「地域自治協議会検討委員会からの報告を見てから決めることと」するとしている。

続いて、3 ページから5 ページまでの「審議会で出された意見（抜粋）」についてである。第1回から第4回までの審議会の皆様からいただいた意見を項目別に記載させていただいている。

参考資料として、6 ページに平成25年度の本審議会の開催状況、7 ページに本審議会委員の名簿を掲載している。

資料1「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直しに関する提言（答申）（案）」についての説明は以上である。提言の時期については、12月から来年1月の間で、会長・副会長及び市長で日程調整を行い、その日程で参加いただける委員の皆様にも参加していただきたいと思っている。

続いて、梅林委員から地域自治協議会検討委員会の進捗等をご説明いただきたい。

梅林委員

今、地域における各種団体との関係を調査するアンケートを行っているが、まだ回答は返っていない。条例の見直しについて具体的に検討していこう、我々の基本的な姿勢として地域で取り組んでいこう、行政改革のためにも必要なことだからやっていこう（とは思っている）。ただ、地域によって差はあり、一朝一夕にはいかなないかもしれないが、2月の中間報告に向けて様々な意見を出し合って、次の会議ではある程度まとめていけるかと考えている。いずれにしても、協働してやっていくということで意見はまとま

澤井会長	<p>っているので、今後具体的な案を行政と話し合っ、また報告する。</p> <p>ありがとうございました。提言書及び地域自治協議会検討委員会の進捗についてご説明いただいた。</p>
室委員	<p>提言の内容についてはご説明のとおり、地域コミュニティ政策とNPO政策については条例の中に明記すべきという結論で、条例改正のタイミングについては、来年2月予定の地域自治協議会検討委員会からの中間報告を見てから決めるとしている。</p> <p>何か、ご質問、ご意見があれば、お願いしたい。</p> <p>3ページからの意見の抜粋のところについてだが、「協議会は」と始まる所を「地域自治協議会は」としたほうが良い。4ページの「強いコミュニティ」という文言を「豊かなコミュニティ」や「重厚なコミュニティ」といった文言にしたほうが良い。少し違和感を感じる。</p>
梅林委員	<p>1ページ、『地域コミュニティ政策』については」と始まる部分だが、地域自治協議会検討委員会に下駄を預けすぎではないか。</p> <p>2ページ、地域コミュニティ政策、NPO政策に関しての条例への明記については、地域自治協議会検討委員会からの報告を受けてから条例に明記すべきとの結論に至ったとあるが、当審議会の主体性はどうなっているのか。地域自治協議会が設立されれば、（その中核を）自治会が担うべきだとは思いますが、自治会がすべてでないと思う。この点については少し納得のいかないところがあるので、条例の中に明記すべきとの結論に至った経緯についてももう少し加筆してほしい。</p>
室委員	<p>基本的には、自治連合会が中心となって進めていかなければならない。最初は自治会単位で議論して、その後他の団体にも呼びかけていかないといけない。これは過程の話であり、それがすべてではない。極端な話だが、地域自治協議会が立ち上がれば連合会もなくなってしまおうだろう。</p>
梅林委員	<p>なくなる場合となくなる場合があるとは思いますが・・・。</p> <p>極端な話である。連合会以外にこの取り組みを中心になっていける団体はないだろう。なぜなら自治会、連合会が地域住民にとって最も身近な団体であると思うからである。その点については誤解しないでいただけたらと思う。</p>
室委員 梅林委員	<p>誤解はしていないと思うが。</p> <p>地域自治協議会検討委員会でも話は出ているのだが、検討委員会に下駄を預けていこうという姿勢に対して反感が出ている。我々</p>

は検討委員会として取り組んでいこうとしており、条例改正に向けて私達自身、連合会、そして地域も変わっていこうという認識を持っているのだが、それに対する行政の答えが何も見えてこない。

条例が施行されて5年になるが、これまで行政は（参画協働の取り組みとして）何をしてきたのかという疑問に対する返答がほしいとの声が検討委員会に出ている。何もかも我々がしようということではなく、極端な話、例えば行政が担っている事務的な仕事の一部を地域が担うという文言を条例に盛り込んではどうかという話が（検討委員会で）出ている。それについては良いことと思うのだが、そうすることで行政にとってどれほどの予算、人員削減になるのか、そういったところを（行政に）明確に示してほしい、そうでなければ検討委員会を組織し（設立に向けた議論を行っ）ているが、実際には（その疑問に対する行政からの）返事がなければ（設立）できないよ、といった形で今進んでいるという状況である。

室委員

おっしゃることはわかるが、それは行政と連合会との関係についての話である。私は、我々審議会としてはどうなのかということについてお話ししている。方向性だけでも打ち出せたらと先程も申し上げたが、最終的にはこの内容で良いと思っているのだろう。

（条例改正が）できたとしても本年度中に全地区一斉に協議会を作れるわけがないし、（作れと）言えるはずもない。伊賀市か名張市か忘れたが、財政危機の中で10年くらいかけて取り組んでいるし、宇陀市も5年くらいかけて着実に進めようとしている。地域の事情を踏まえてやっていくことが大切だということである。

梅林委員

そうである。できる地区からしていこうとするものである。地域間の差がかなりあるので、実態を把握するための調査を行っているところである。

中川副会長

条例をどのように見直すかという論点に絞って考えると、早急に見直すというような緊迫性はないと私は思っている。しかし、改正の際には、現在NPO側に片足をかけている参画協働の思想に、地域コミュニティというもう一つの足をかけていこうとするのは当然のことであり、その方向をしっかりと確認しようとするものである。

ただ条例を改正する時期については奈良市自治連合会で検討されている経過を尊重した上で考えなければ、この取り組みの実現性がないと思う。（連合会の動きに）先行して条例に地域自治協議会

を追加したとしても、現場に混乱と疑問を与えるという危惧があるため、その答申が出されてから審議会は条例改正に向けた審議をしましょうということであって、(連合会に)責任を転嫁しているわけではない。これは条例の改正時期に関する判断だけである。それから、条例の運用については(資料1の)抜粋に辛口の意見が並んでいるが、この意見を重たく受け止めてもらいたいと私は思っている。左側(資料1の2ページ)は見直しの「時期」に対する考え方である。

これは個人的な意見にとどまるが、梅林委員のお話をお聞きしているとその苦勞が非常にわかる。行政は何をしてくれるのか、とか行政はこの取り組みによってどれだけ自己改革ができるのかといったことが問われていると思うのだが、1つだけ気になるのが、地域が(行政の)代わりに仕事をするので、行政はコストを下げられるのではないか。(そうであるならば)もっと職員を減らせ、といった考え方につながることもある。しかしそれは論点が少し違うと思う。そうではなく、地方財政がこれだけ緊縮し、人口も減る一方の状況で、素直に言えば地域に頼まないと仕様がないうのが(行政の)本音だと思う。しかし、頼まれている少子高齢化に伴って地域でもコミュニティの絆にほころびが出てきているという状況である。

行政も地域も困っているのである。困っている両者が手を結び、リノベーションしていくということ。つまり、今まで地域社会に関わってこなかった行政が、地域社会に協力していくこと。その代わりに行政にも地域社会のパワーを借りていくという関係性が必要だと思う。そういった意味で、(この取り組みは)市民と行政の両方にタイアップした自治体改革だと思っている。そのように考えていただけたらと思う。

最近、奈良市内の2、3の自治会から依頼を受けて、この構想について私の個人的な責任の範囲でお話をさせていただいた。もっとも、これらの地区は非常に危機意識も高く、組織的にもしっかりとされていると思う地区だったので、話をさせていただいて良かったと思う。私の知っている限りの範囲ではあるが、他にもご依頼があれば先行都市の状況等ご説明させていただく。

梅林委員

地域自治協議会検討委員会でも、一度中川副会長にお願いして意見交換の場所を設定したいという話が出ていた。奈良市自治連合会の中でも認識されていない会長が何人かおられる。

中川副会長

その際にはまたおっしゃっていただきたい。

澤井会長 福尾委員	<p>他の方、ご意見はあるか。</p> <p>地域自治協議会について連合会で検討される中で、地区社協は要らないのではとされている地区があると聞いている。地区社協や自主防など、様々な団体が連携して協議会を運営していくという考えが伝わっていない。</p>
伊藤委員	<p>提言については、これで良いと思う。</p> <p>私自身を含めて、変わっていかないといけないと思う。(これまでは)行政にやってもらって当たり前の感覚でいたが、自分たちでできることは自分たちですするという考えに変えていかないと思っている。</p>
梅林委員	<p>先ほど中川副会長にお願いして一問一答で意見交換ができる場を設けないといけないと言ったのはそこである。地区社協(が要らないとかそういった話)ではなく、協議会の中に福祉担当部署や環境担当部署を設け、地区社協が福祉を担当するとか、自治会が環境を担当するといった形を意味している。さらに他のNPOや企業にも協力を依頼していき、(最終的には)地域を一つにまとめていくという構想は持っている。したがって、民生児童委員が必要ないとか地区社協が必要ないとか、そういった意味では決してない。当面は自治連合会が中心にならなければ(この取り組みが)できないだろうというただそれだけのことであって、協議会が設立された後は連合会もその中の一員となっていくという構想は持っている。ただ、私も審議会委員の一人なので、それに向けての具体的な方向性は示していかないといけないという思いは持っている。実際進めていくにあたっては抵抗もあるだろう。</p>
中川副会長	<p>梅林委員がおっしゃったことに参考になるかもしれない話があるので、申し上げて良いか。私の地元の豊中市の話になるが、奈良市とあまり人口も変わらず、39万の都市である。41小学校区あり、地域自治推進条例をつくり地域自治組織のモデル地区を指定し、取り組みが進められている。パターンが興味深い。</p> <p>一つは千里ニュータウンの中の新千里東町地区である。千里は東西南北(4地区)あるのだが、ここは非常に高齢化している。そして(住民も)危機意識を持っており、思いのほか(豊中市の)地域自治組織第1号として協議会ができつつある。ニュータウン型の協議会というのは思いのほかしがない。</p> <p>もう一つは(新千里東町のような)ニュータウン型に対し、市の南部に豊かな農村の小学校区がある。その地域は昔ながらのつながりがあり、誰もが顔を知っているところで、そのつながりをも</p>

とにスムーズに協議会の設立準備会が立ち上げられ、ここがモデル地区第2号となった。

このように、(設立に向けたイメージとしては) ニュータウン型と農村型とパターンに分けることができる。両方とも人的資源が豊富であることや人間関係が濃いこと、社会資本が整備されているといったことがその要件として見えてくる。

もう一つの例だが、兵庫県の中北部の山間部では、超過疎化で高齢者率も45%ほどになっていて危機意識が引き金となって取り組まれているのだが、なかなか進まない。一番取り組みが進みにくいのが、中山間地域にある古くからの街道の中心地や駅があるといった、人口が現に減少してきているのに、過去の栄光が残っている地域である。

そういったパターンを見ていると、奈良市はさほど危機になっていないところや、今のままだもやっていけるといった意識を持っている地区が一番進みにくいと思う。今でもまだ人的資本やルール資本が残っているところは、(今が)チャンスである。難儀なのは、かつての新興住宅地で、20年、30年経って人間関係もさほど育ってないのに時だけ経ってしまったという地区である。奈良市にもそのパターン(の地区)はあるのかもしれない。パターン別にアクションを起こしていかないと思う。

それから、社会福祉協議会は都道府県によって千差万別である。私も奈良の社会福祉協議会のメンバーの方とお話をしたことがあるが、皆さん非常に熱心で志を高く持っておられてレベルが高いという印象である。

社協は(これまで)地域自治システムにほころびが出たときに、それを食い止める役割を担ってきた。兵庫県がその例である。社協が前線に立って地域を守ってきた。都市型の、絆が弱い地域でも社協をつくってきた(傾向がある)。そういった経緯もあって、社協こそが地域コミュニティの支え役であるという自負心を持たれる都道府県が多い。奈良もそうなのかもしれない。社協が頑張ってきたのに市が横やりを入れて自分たちの仕事をやりにくくするのではないかと誤解されるのは当然のことである。そうではないということをおわかっていただけるよう、対話が必要であると思う。

福尾委員

奈良市社協としては、そのようには思っていない。多くの地区でお聞きしたわけではないのだが、一部の地区社協では、自分たちの社協がなくなるのではないかと懸念が出ているとお聞きし

	ている。
中川副会長	兵庫県の中部から北部の地域では、社協の事務局やリーダーが地域自治協議会の会長とタイアップしてリーダーシップを握っている。
梅林委員	社協と連合会の関係が地域により全然違う。私の地区では基本的には社協が地域の中心となって動いており、連合会は社協に協力するという形で比較的（関係が）うまくいっているのかなと思っている。 奈良市自治連合会の定例会でも話が出たのだが、一部の地区では連合会の方が（社協より）えらいとか、連合会は社協の構成メンバーの一つだから社協の方がえらい、といった考えを持っている地区もある。千差万別である。
辻中委員	1点わかりにくいのが、資料1の2ページの検討結果に、『『地域コミュニティ政策』と『NPO政策』についても条例の中に明記すべきであるという結論に至りましたが、そのタイミングについては地域自治協議会検討委員会からの報告を受けてから決める』とあるが、地域自治協議会検討委員会の報告（に関連するのは）は地域コミュニティ政策だけだと思う。NPO政策についてもそれを受けてから審議するということか。
今西部長	地域コミュニティ政策とNPO政策について同じタイミングで条例改正を行うという、つまり時期だけのことである。内容について関連するのは地域コミュニティ政策のみである。
辻中委員	それから、3ページ以降の意見の抜粋は、そのまま抜粋したのか。3ページの「今後は福祉の分野をどう巻き込んでいけるかが課題である」という表現は、福祉分野の方が見たら「巻き込まれる」という意味にとられないか。
今西部長	その部分については、表現方法を変えることで対応させていただきたい。
辻中委員	それから資料2は、地域自治協議会検討委員会が2月に提出される報告書の目次だと理解しているが、目次だけができているという段階か。
堀内課長	私も以前（検討委員会の会議に）出席させていただいたが、このような構成で進められるとお聞きしている。
今西部長	中身もだいぶ議論されているようだが、本日この場で報告できるまでには至っていないということである。
梅林委員	（提出までに）もう1回開催する。これまでの議論を最後にまとめ上げる必要がある。

今西部長	当初の予定よりも議論が進んでいると思う。
梅林委員	条例の条文は後々の基本的な指針となると思うので、我々の思いも入れていこうと思っている。
辻中委員	私の理解では、検討委員会で具体的な話をされて、その後条例にどう追加するかについては、審議会で審議を行うものと思っていたのだが。
梅林委員	条例に盛り込む内容は抽象的な目標であり、具体的な内容については規則等で新たに設けないといけない。
今西部長	検討委員会で（条例追加する内容についても）ある程度検討されているとお聞きしている。その条文で良いかについては、（報告書が提出された後に）審議会で審議していただければと思う。
梅林委員	当初は、条例の見直しを行わないという意見も出ていたのだが、最終的には見直していこうという結論に至ったので、結果として良かったと思う。
中川委員	地区の防災訓練等に関わらせていただいているが、地区によって違う。連合会長さんたちの年齢層が高い地区とそうでない地区によっても、地域の動き方が違うように感じる。 提言については、私としては特に意見はない。
渡邊委員	地域自治協議会に関する庁内検討委員会はどのように動いていくのか。そういった内容を今回の提言に盛り込まなくて良いのか。
山口主幹	地域が一つになる中で、行政も縦割りから横の連携に変えていかなければならない。今はまだできていないが、市の連携の体制はこれから検討していくという段階である。
渡邊委員	梅林委員は、（連合会は）この形で進めていくとおっしゃっているのに、以前いただいたコミュニティ政策確立に向けたイメージ図のように、行政側も動かないといけない。（行政と地域が）同時進行で取り組んでいくものだと私は思っているのだが、（行政側が）まだ動いていない。
堀内課長	行政側はまだこれからの状況である。
梅林委員	行政側はまさにこれからの状況である。連合会でもこの前問題になったのだが、教育委員会に市社協、さらには子ども未来部と3つの部署が個々に子育て支援に関する話を地域に持って来る。助成金も同様にバラバラである。受ける側は一つの地域なのに。行政の中でもっと話し合っ調整すれば、ヒトも予算も削減できるのではないかという話である。今後、我々も行政に言うべきことは言っていくし、行政も我々に言うべきことは言っていくという関係をつくっていかなければならない。

	地域が一つになっても行政が縦割りのままではいけない。今は条例の見直しについての議論の段階であるので、今後（条例が改正され、）やると決まったら当然行政と我々の話し合いは必要になってくる。
渡邊委員	提言という形になるので、審議会としても行政に対し、こういった事業を推進できるよう、各課から選抜して担当機関を設置し、市長がその責任を持つという形で進めていただきたいという旨を盛り込んでほしい。
梅林委員	先日、連合会の役員で市長とお話しする機会があった。市長も検討委員会に一度出席させていただきたいというお話だったので、調整をしようと思っている。最終的には市長の決断が必要になってくると思っている。
澤井会長	具体的に言うと、（追加するとすれば）2ページになる。尚書きや「特に」、「具体的には」という形（ではどうか）。
渡邊委員	「行政として、地域に対する窓口を一本化し、支援の体制を構築されることを望む」といった一文を入れてはどうか。
今西部長	検討結果の最後の3行目までのいずれかの部分に追記するという事で良いか。
室委員	地域コミュニティ政策についてもNPO政策についても議論は確かにしてきたのだが、この提言に地域コミュニティとは何かということが明確に記されていないので、中途半端なように感じられてしまうのかもしれない。
澤井会長	中身については、（検討委員会の）中間報告書が出されてから、審議を行うと決めたので。
梅林委員	かつて連合会にはNPOに対するアレルギーが強かったが、最近の良い方向に変わってきた。地域で活動されているNPOともっと連携をとっていかないといけない。
澤井会長	私が気になった点を申し上げる。2ページの提言についてだが、1しかない。 それと、3ページの『行政改革』は終わり」という文言について、「終わり」と言ってしまうのはどうかと思う。「行政改革とともに」くらいにしてはいかがか。 それから、5ページのNPO政策についてだが、十分な議論ができてこなかった。市民提案制度や基金については話をしてきたが、NPO政策については議論ができていない。そういったことを書いておいた方が良いのではないか。
室委員	議論はしてきたのではないか。NPO政策の一部について、条文

	化できていない部分があるという意味で今回（条例改正の論点に）挙がってきていると思うのだが。
渡邊委員	前に梅林委員がおっしゃっていた、地区のNPOに祭りへの協力を依頼したら来てもらえなかったというお話があったが、そういったことを改善できる方法がないだろうか。つまり、趣旨目的、定款に入っていないことを柔軟に対応できる方法がないのかなと思った。
今西部長	この提言に書かなくても、柔軟に対応できると思うが。そのNPOが地域にどれだけ貢献しようと思っているかだと思う。
渡邊委員	要するに、NPOの活動には報酬が出るが、地域の活動には出ないから行きたくないという事情だったのだろうか。
梅林委員	それだけではないと思うが。
辻中委員	それは個人の問題ではないかと思う。NPOの団体としてはできないが、個人ボランティアとして学校でサッカーを教えることは問題ではないと思うので……。NPOの問題ではなく、本人のボランティア意識の問題だと思う。
今西部長	NPOは事業をすれば収益がついてくるが、そうではない部分については一般的にボランティアで活動されている。NPOだからどうのではなく、たまたまその団体がそのような対応をされたのだとしか私には思えないのだが。一方には、そのNPOにも自分たちの活動を見つめ直すべきところがあると思うので、そうしてほしいという思いはある。
梅林委員	NPOも巻き込んでこの取り組みを進めていかなければならない。NPOとしてのあり方について行政から指導してもらうことはできないか。
室委員	NPOも様々である。特定の地域を活動エリアとしているNPOもあれば、地域性に関係しないNPOもある。会員の会費だけで運営されているNPOもあれば、助成金等をもって活動されているNPOもある。NPOにもどこまで活動の手を広げるかということについて課題があると思う。例えば、ボランティアで来てもらっていたとしても、交通費や謝礼を出している場合があるので、講演をしたら謝礼を出さないといけないと思っているNPOもあることはある。このように千差万別なので、1つの事例ですべてのNPOがこうだと考えることはできないかと思う。
澤井会長	中核市というと、(NPOに関する事務等の権限が) 中途半端である。
今西部長	おっしゃるとおりである。認証事務は県が担当である。しかしN

	<p>P Oの育成等、奈良市でできることもあると思うので、会長がおっしゃったようなことで（提言に）盛り込めるものがあれば、（事務局としても）考えてみたい。</p>
澤井会長	<p>（検討委員会の）中間報告書が出されたときに、審議会としてそれをどのように位置づけ、どのように審議を進めていくか、そのイメージが少し（不足している）。室委員がおっしゃる審議会の主体性ということになってくると思う。</p>
室委員	<p>地域コミュニティ政策であれN P O政策であれ、必要であることを明確に示し、条例を明記するにはタイミングの問題があるということなら良いのだが、必要であることが明確に示されずに提言が記されているような感じがする。</p>
今西部長	<p>1 2月か1月に（審議会の）提言をいただくことを考えていたので、（提言の内容については）2月に出される（検討委員会の）中間報告書を待ってから（審議を行う）、という書きぶりになっている。今回の審議会で今年度の審議会は最終回と考えていたので、日程的にも厳しい面はあるのだが、2月に出される中間報告書をいただいてからもう一度（第6回）審議会を開催できるのであれば、議論いただいた内容をまとめ、提言を出すという方法もできなくはないと思う。ただ、その場合でも（第6回で）結論は出せないと思うので、来年度以降も議論していかないといけないテーマだと思う。</p>
梅林委員	<p>おっしゃるとおりである。</p>
室委員	<p>期間が空きすぎるので、今回までの議論をまとめて「中間答申」、もしくは「中間提言」を出した方が良いと思う。資料1では「中間」という表現は入っていないが。</p>
今西部長	<p>資料1は「提言」という形で示させていただいているが、中間報告としても（良いかと思う）。中間報告の答申というのはあまり見たことがないが。</p> <p>ただ、引き続き議論をしなければならないので、（資料1の）1ページでは「今後もこれらの課題について議論を続けていき、本条例の改正が必要となり次第、迅速に（手続きを進めて頂きたい）」とか、（2ページの）検討結果のところでは、「（連合会の）報告を受けてから決めることとしたい」と書かせていただいている。</p>
室委員	<p>もう一度言い直すと、審議会としては中間提言として、検討委員会の中間報告書の提出後に審議会としての審議を再開するという形にしたほうが良いと思う。</p>
澤井会長	<p>今年度の審議会の成果として、奈良市自治連合会内に（地域自治</p>

今西部長	協議会) 検討委員会を立ち上げていただいたことが第一である。連合会内に検討委員会が立ち上がり、委員会で議論がされ中間報告が出されるまで進展してきたことは一番のポイントかと思う。
室委員	それだけ連合会への期待は大きいということか。
澤井会長	中間提言としてはいかがか。(検討委員会の) 中間報告書を受けて(審議会としての) 提言をし直すという形で。中間提言を出した後も年度を超えて審議会として審議をしていこう。中間報告書を受けて(審議会としての) 今後の議論のあり方についてのまとめの議論を4月にすることにしても良いのではないか。
今西部長	予算の関係もあるが、来年度も何回か審議会を開催したいと思っている。
澤井会長	来年度の大きな論点である条例改正案の中身や、各種団体の位置づけを含めて提言をしたほうが良いと思う。
今西部長	今回出させていただいた資料1については、文書法制課にも確認をとった上で、条例見直しに関する中間報告あるいは中間提言とし、(提言の時期については) 平成26年1月～3月のいずれかの時にするというので良いか。
一同	(異議なし)
今西部長	「連合会の中間報告書を待って」といった表現は、今後変更の可能性もあるので、そのあたりは委員の皆様にもメール等でご連絡させていただくことにする。
室委員	(その件については) 会長一任ということで良いと思う。
澤井会長	今年度5回議論してきたことについては、中間としてまとめておき、(連合会の) 中間報告書が出た後で提言を出すということで。それは3月か。
堀内課長	3月か4月、あるいは年度をまたいでも(良いと思う)。
澤井会長	この件は議会に報告するのか。
渡邊委員	(提言を) いただいたことについては報告する。
今西部長	した方が良いでしょう。
澤井会長	条例改正を見込んでいるので、ある程度の段階で出しておかないと、いきなり条例改正案を出しても議会も驚かれると思う。
今西部長	3月議会に出せるようにするとすれば・・・。3月議会の日程は決まっているか。
渡邊委員	まだわからない。
堀内課長	3月議会に出そうとすれば1月に(中間提言が) まとまっていないといけないと思う。報告の仕方は色々あるが、常任委員会で結果報告はできると思う。
今西部長	

室委員	2月に検討委員会の中間報告書が出された後に、我々がすぐ集まったとしても3月議会にかけるのは無理ということか。
今西部長	(提言は) 議会にかけるものではない。議会には報告するだけである。
室委員	12月までに審議会としての中間報告を出しておけば、それをベースに議会でも説明をしてもらえる。そうでなければ、10月以降、半年以上審議会のブランクが空いているのはどういうことかと(議会から)指摘されるかもしれない。
今西部長	それでは、当初の予定通り12月か1月、会長、副会長、そして出席できる委員で、市長に中間報告を出していただくということで(いかがか)。その場合は、2月の常任委員会でその旨を報告させていただけると思う。
澤井会長	それではその形で進めよう。
今西部長	内容については、ご指摘いただいた部分を修正させていただき、メールで皆さまにお送りする。皆さんからご意見をいただいた後、最終的に会長、副会長と調整させていただくということでいかがか。
澤井会長	それでお願いします。
2 案件	
②今後の予定について	
〔質疑・意見の要旨〕	
澤井会長	それでは続いて、案件②「今後の予定」について事務局からお願いしたい。
堀内課長	今年度は全5回の審議会が終了し、来年2月にある、地域自治協議会検討委員会からの中間報告書は、委員の皆様にもメールで送付させていただく。中間報告書を踏まえて年度内に再度審議する必要があるかどうかは会長・副会長と事務局で検討し、再度審議の必要がある場合は、審議会を開催させていただくので、よろしくお願いしたい。 また、市民参画及び協働によるまちづくり推進計画について、平成24年度事業評価は、現在、決算額を各課に記入してもらっているため、まとめ次第、委員の皆様にもメールで送付させていただくので確認をお願いしたい。 平成25年度事業評価及び平成26年度実施計画は、来年2月に各課に照会を行い、まとめ次第、委員の皆様にもメールで送付させていただく。なお、平成26年度より、各種委員会・審議会なども実施計画として提出してもらおう予定で考えている。

	<p>続いて、来年度の審議会も数回開催を予定しているので、その際はよろしくお願ひしたい。</p>
今後の予定	<p>地域自治協議会検討委員会からの中間報告の内容によっては、会長・副会長と相談の上、年度内にもう一度審議会を開催する必要があるかもしれない。</p>
資料	<p>【資料1】奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直しに関する提言（答申）（案）</p> <p>【資料2】地域自治協議会検討委員会中間報告書 目次</p> <p>【資料3】地区内における各種団体との連携状況についての調査票</p>